

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 区 分     | 合同会社 ICHIGO ICHIE  |
| マニュアル番号 | 放課後等デイサービスぬくあい - 1 |
| 制 定     | 令和 3年 2月 1日        |
| 改 正     | 平成 年 月 日           |

## 送迎時マニュアル

合同会社 ICHIGO ICHIE

## 1. 学校入校時及び学校近隣待機中の注意事項

※学校及び学校近隣へ迷惑がかからないよう配慮し、以下の点を厳守する。

★校内乗り入れは学校側の配慮があるという事を自覚し、各学校のルール、指示には必ず従うこと。

- ・学校周辺の走行及び校内乗り入れの際は、最徐行を厳守すること。
- ・学校周辺で駐車（待機）際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車すること。（学校へ場所の指示を仰ぎ、正門前に駐停車しないこと）
- ・駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境・騒音に配慮すること。（他児童が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く）
- ・バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触事故、衝突事故を起こさないよう注意すること。（必要に応じて添乗員が車両の誘導を行う）
- ・駐車の際は車間に注意し（学校入校時）原則ドアミラーを折りたたむこと。
- ・児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意すること。（人身事故防止）
- ・他事業所の児童乗車の妨げにならぬよう気を付けること（接触事故防止）
- ・車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認、歩行者優先を厳守すること。（接触事故、人身事故防止）

## 2. 児童乗降時の注意事項

※トラブルが起こりやすい場所なので、十分注意すること。

- ・児童の担任からその日の様子を確認する（体調、心理的不安要素等）
- ・児童間での座席の取り合いに注意すること。（喧嘩防止）
- ・児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままの状態にしないこと。（転落防止。ドアを開けるのは極力1ヶ所だけにする）
- ・児童が乗車した際、シートベルトを装着すること。（転倒、転落防止）
- ・箱型車両の乗降時の段差踏み外しに気を付けること。（踏み外しによる怪我防止）特に雨天時は注意。
- ・移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認を行うこと。
- ・児童のパニックに気を付けること。（突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗降車拒否に伴う事故）
- ・児童によるドアの開閉はしない、させないこと。（指づめ、巻き込み、先に乗っている児童の転落防止）
- ・車内を児童だけで放置しないこと。（児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識）
- ・学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止に気を付けること。

(他の車両による事故の危険性)

- ・可能な限り、助手席には乗車させないこと。(運転操作妨害の危険性)

### 3. 走行中の注意事項

※運転手の心構え(児童の生命を預かって運転している事への責任自覚)

- ・法定速度及び交通法規を厳守すること。(事故を起こせば被害者は児童です)
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドルの禁止。(転倒、転落事故に繋がります)
- ・運転手の携帯電話操作及び通話の禁止。(交通違反)
- ・児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないように、ロック操作を行うこと。(ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等を行う)

※添乗員の心構え(児童の発病及び悪戯、喧嘩等への対応責任自覚)

・添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、常に乗車児童を見守れる位置にシートベルトをして座ること。

- ・児童間の喧嘩・他害行為及び発病(発作)・パニック発生時の対応をすること。
- ・窓を開閉しての乗り出し及び物を投げることへの対応をすること。
- ・ドアの開閉をすること。(装備車両は必ずチャイルドロック確認)
- ・シートベルトを外し立ち上がる及び移動する児童を注意すること。
- ・児童の座席からの転落、転倒、ずれ落ちに気を付けること。

### 4. 移動中の注意事項

※移動中に起こる発病及びパニック等の対応を検討しておくこと。

・走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認すること。(緊急搬送が必要な場合は事業所に状況報告を行う。事業所は即座に必要な応じた対応を行うこと)

・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行うこと。(救急通報、警察通報、事業所通報。事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行うこと)

・児童が事故に伴う不安感を増すような言語は慎み、冷静に対応し最善の策を講じること。

・事故に伴う対応、対処が完了しだい、事故報告書を作成し行政への報告を行うこと。(速やかに事故報告書を提出すること)

## 5. 事故発生時の対応

- ① 可能であれば安全な場所に車を移動する。
- ② 添乗員は児童の状態を把握する。
- ③ 運転手は相手方の状態を把握する。
- ④ 119番及び110番通報をする。
- ⑤ 緊急措置が必要な場合は即座に行く。
- ⑥ 事業所へ状況報告をする。  
03-6906-5750
- ⑦ 事業所は必要な措置を講じる。  
株式会社フュージョン坂本氏080-4663-5081
- ⑧ 家庭及び関係機関へ連絡をする。  
※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる。

## 6. 児童急変時（変調時）の対応

- ① 安全な場所に車両を停車させる。
- ② 児童の状態を把握する。
- ③ 事業所に報告をする。  
03-6906-5750
- ④ 必要に応じて緊急搬送をする。
- ⑤ 事業所は必要な措置を講じる。
- ⑥ 家庭並びに関係機関へ報告をする。  
※直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に遅れる場合は必要な措置を講じる。